

鳥取県告示第682号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年11月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡琴浦町大字古長字深谷中峯408の1、字深谷西平414、415、大字別宮字家ノ上エ12、18、大字中村字大徳谷東平中1007の1、1007の2、字大徳谷西平1011の1、1013、1014の1から1014の3まで、1015の1から1015の3まで、1016の1、字大徳ノ上1036、1037の1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、琴浦町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）